

八王子市 市民参加条例について

あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子

「市民参加条例」は平成20年（2008年）10月1日の施行から10年を迎えました。八王子市は、これまで市政の様々な場面において、市民の皆さんの声を政策に反映してきました。今後も市民の皆さんと市がよりよいパートナーとなり、協働によるまちづくりを、さらに進めていきます。

● 市民参加の4つの原則（前文）

- 「情報共有」：市と市民は、市政に関する情報を共有します。
- 「自発的・自主的」：市民が自発的・自主的に参加できることとします。
- 「市民の皆さんが参加」：市民の皆さんが自由に参加できるよう、可能な限り配慮します。
- 「信頼と共感」：市民と市、市民と市民の間に生まれる信頼と共感を大切にします。

市と市民
役割

市

市民参加を基本とした市政運営
市民参加しやすい環境の整備
市政情報の公表または提供、説明責任

市民

責任と自覚を持った市民参加
互いの立場の尊重
（第3条・第4条）

● 市民参加を実施するのはどういうとき？（第6条・第7条）

市は、次の4つのような計画・条例等の立案過程、実施や評価の過程で市民参加を効果的に行います。

- ①市の基本的な計画の策定・変更
- ②市民の権利・義務に係る条例の制定・改廃
- ③大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定・変更
- ④その他、実施機関が必要と認めるもの

● 市民参加の6つの方法（第5条・第8条・第9条・第10条）

パブリックコメント（意見公募制度）

市が作成する計画や条例の案等に対して、意見や要望を提出する方法です。いただいた意見に対する、市の考え方を公表します。

審議会等

市の政策について、審議や意見交換をする審議会等に出席し、市民委員等として意見や要望を発言する方法です。

市民会議

会議に加わり、参加する市民の皆さん自身で会議を運営し、報告書や市の計画・条例の素案等を作成する方法です。

ワークショップ

参加者同士が自由な議論や共同作業を行ったりして、お互いに学び合い、理解を深めながら意見を述べる方法です。

公聴会・説明会

説明会等の公開の場で、意見を述べる方法です。内容によっては地域ごとに開催する等、少しでも多くの方に参加していただけるよう工夫しています。

アンケート調査等

市民の皆さんの意識や実態を広く把握する必要があるときに、無作為に抽出された方等がアンケート調査等に回答する方法です。

● 市民参加推進審議会（第11条）

市民参加条例の適切な運用を図るために設置されるもので、公募による市民委員と学識経験者などで組織されます。

パブリックコメントの
募集情報はこちらから



市民委員等の
募集情報はこちらから



八王子市市民参加条例

八王子市市民参加条例

平成 20 年 3 月 28 日
条例第 9 号

私たちのまち八王子は、市民と市との協働により、活力にあふれた都市の実現を目指している。

これまで、市政への市民参加は、様々な場で行われてきたところであるが、市民の多様な価値観を地域の特性として活かし、豊かな社会を創造するためには、市民の意見が、市政的に的確に反映される仕組みを構築する必要がある。

この仕組みは、市民と市が情報を共有して運用され、市民が自発的、自主的に、かつ、自由に参加することができ、市民と市又は市民と市民が互いに信頼し、共感することを基本原則としなくてはならない。

ここに、市政への参加が市民の権利であり、市民自治の基本原則であることを確認するとともに、市民参加をより一層確かなものとし、市民との協働によるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

●（目的）

第 1 条 この条例は、市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民の市政への参加を推進することを目的とする。

●（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が市政にかかわることをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

●（市の責務）

第 3 条 市は、市民参加を基本とした市政運営を行うものとする。

- 2 市は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。
- 3 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすくかつ積極的に公表し、又は提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

●（市民の責務）

第 4 条 市民は、責任と自覚を持って市民参加するよう努めるものとする。

- 2 市民は、互いの立場を尊重し市民参加するよう努めるものとする。

●（市民参加の方法）

第 5 条 この条例における市民参加の方法は、次のとおりとする。

- (1) パブリックコメント手続（政策の立案に当たり、実施機関が、事前にその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見を求め、政策を意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する手続をいう。以下同じ。）の実施
- (2) 審議会等（法令、条例等に基づき設置された審議会、協議会等をいう。以下同じ。）の開催
- (3) 市民会議（会議に参加した市民自身が会議を運営し、報告書、計画書、条例素案等を作成するための会議をいう。）の開催
- (4) ワークショップ（市民と市又は市民と市民が、議論し、また、実際に体験することで、互いの理解を深めるグループによる学びと創造の方法をいう。）の実施
- (5) 公聴会、説明会の開催
- (6) アンケート調査、聞き取り調査その他の広聴活動

●（立案過程における市民参加）

第 6 条 実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の立案過程において、前条各号に定める市民参加の方法（以下「参加方法」という。）のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を要しないものとする。

- (1) 緊急に行う必要があるもの
- (2) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (4) 実施機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 軽易なもの

3 前項第 1 号の規定により市民参加の対象としなかったときは、その理由を公表しなければならない。

●（実施及び評価過程における市民参加）

第 7 条 実施機関は、前条第 1 項各号に掲げる計画、条例等が策定された後、その実施及び評価の過程においても、参加方法のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

●（パブリックコメント手続）

第 8 条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ、対象とする事案その他別に定める事項を公表しなければならない。

2 パブリックコメント手続により意見を提出する市民は、原則として住所及び氏名を明らかにしなければならない。

3 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、30 日以上とし、意見の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により 30 日の期間を確保できない場合は、この限りでない。

4 実施機関は、前項ただし書の規定により意見の提出期間として 30 日を確保できない場合は、その理由を公表しなければならない。

5 実施機関は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。

- (1) 提出された意見の内容
- (2) 提出された意見の検討結果及びその理由

6 前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は別に定める。

●（審議会等）

第 9 条 実施機関は、審議会等を設置する場合は、その設置趣旨及び審議内容に並び、原則として公募により選考された市民を審議会等の構成員とするものとする。

2 実施機関は、審議会等の構成員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めるものとする。

3 実施機関は、審議会等の会議を公開しなければならない。ただし、公開することにより支障が生じると認められる場合は、この限りでない。

4 実施機関は、審議会等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

5 実施機関は、審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、八王子市情報公開条例（平成 12 年八王子市条例第 67 号）第 8 条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は別に定める。

●（その他の参加方法）

第 10 条 実施機関は、政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、第 5 条各号に定めるもののほか、より効果的と認められる参加方法がある場合には、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

●（推進審議会の設置等）

第 11 条 市民参加条例の適切な運用を図るため、市長の附属機関として、八王子市市民参加推進審議会（以下「推進審議会」という。）を置く。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) この条例の運用に関すること。
- (2) 新たな市民参加の方法に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関し必要な事項

3 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 8 人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 推進審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

●（条例の見直し）

第 12 条 市は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

●（委任）

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。